

27 給油取扱所で移動タンク貯蔵所から荷卸しをする際、ガソリンを軽油タンクに誤注入した事故 その2

1 発生年月

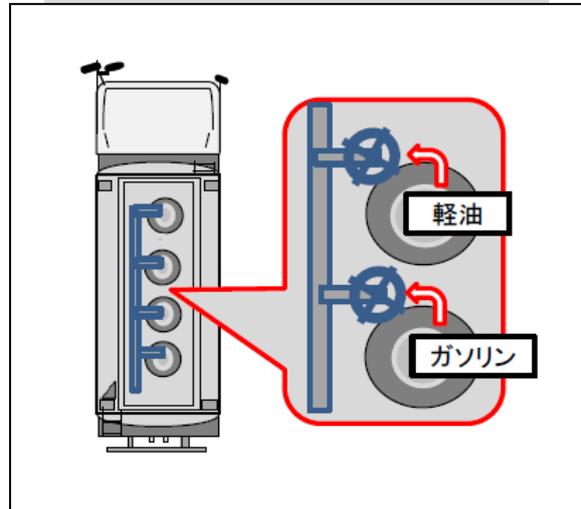
平成25年8月

2 施設区分

給油取扱所

3 物質区分

第4類第1石油類（ガソリン）
第2石油類（軽油）



4 事故概要

給油取扱所において、移動タンク貯蔵所から荷卸しをする際、誤って、軽油タンクにガソリンを注入した。

5 事故原因

移動タンク貯蔵所から軽油を荷卸しするため、軽油用の底弁を開こうとしたところ、誤って隣のガソリン用の底弁を開いてしまった。

また、給油取扱所の従業員は、荷卸し作業の開始時に立会をしていたが、底弁の開放時の確認は行わなかった。

6 対策

- ・ 給油取扱所の従業員と移動タンク貯蔵所の運転手の双方で、荷卸し作業を確認する。

<関連する過去の事故事例>

- ・ 「7 給油取扱所で移動タンク貯蔵所から荷卸しをする際、ガソリンを軽油タンクに誤注入した事故 その1」（発生年月：平成21年9月）

<関連する保安教育資料>

- ・ 「20 受入時の立会い」（平成21年6月発行）・ 「33 コンタミ事故について」（平成22年7月発行）